

帯広高等看護学院授業料等徴収条例施行規則

昭和58年3月28日
規則第1号

改正の沿革

昭和61年規則第1号、昭和63年規則第1号、平成7年規則第3号、平成8年規則第1号、平成14年規則第1号、平成14年規則第3号、平成17年規則第1号、平成19年規則第5号、平成20年規則第3号、平成20年規則第4号、平成26年規則第1号、平成30年規則第10号、令和2年規則第1号、令和3年規則第1号、令和3年規則第3号、令和4年規則第1号、令和6年規則第2号、令和7年規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は帯広高等看護学院授業料等徴収条例（昭和45年条例第2号）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(授業料等の納入)

第2条 授業料は、年額を前期及び後期に分割して、次のとおり納付するものとする。納付期限は、前期（4月から9月までの分）が4月末日、後期（10月から3月までの分）が10月末日とする。

項目	授 業 料	
	前 期	後 期
納付額	131,400円	131,400円

- 2 入学検定料は入学願書提出の際に、入学料は入学の際に、再試験料はその都度納付しなければならない。
- 3 授業料は納入済通知書兼領収書（様式1）又は納入通知書兼領収書（様式1の2）により、組合会計管理者又は現金収納員に納入しなければならない。
- 4 授業料の納付期限が、帯広高等看護学院学則第5条第1項第1号及び第2号に定める休業日にあたる場合は、これらの日の翌日をもって納付期限とみなす。
- 5 組合長は、授業料が納付期限までに納付されない場合には、納付期限後30日以内に、授業料納付督促書（様式2）により期限を指定して学生並びに保護者及び保証人に対して督促しなければならない。
- 6 前項の授業料納付督促書により指定すべき期限は、当該督促書を発した日から起算して14日以内とする。

(既納の授業料等)

第3条 既に納入した授業料等は還付しない。ただし、授業料、入学料及び入学検定料は、特別の理由があると認められた場合はその全部又は一部を還付することができる。

(中途入学等における減額)

第4条 学生が学年の中途に入学、転学、退学又は死亡した場合には、その学生の授業料は、年額の12分の1の額に在学しない月数を乗じて得た額を減ずるものとする。

- 2 引き続き3月以上の休学の許可を得た場合には、その学生の授業料は、年額の12分の1の額にその休学の月数を乗じて得た額を減ずるものとする。

(授業料及び入学料の減免)

第5条 条例第3条第1項の規定による授業料及び入学料の減免は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

(1)学院に入学手続きを行っている者又は学生が大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第8号。以下「修学支援法」という。)の規定により給付型奨学金の申込みを行い、認定を受けている場合

(2)学院に入学手続きを行っている者又は学生から、学院が授業料等減免のみの申し込みを受け、修学支援法の規定により学院が支援対象者の認定要件を確認し、認定を受けている場合

(3)その他組合長が特に認めた場合

(授業料の還付)

第6条 前条の規定により授業料の減免を決定した場合において、既にその月分の授業料が納入されているときは、減免を決定した額を還付するものとする。

(減免の申請)

第7条 第5条の規定による授業料及び入学料の減免を受けようとする者は、授業料・入学料減免申請書(様式3)を組合長に提出しなければならない。

(減免の決定通知)

第8条 組合長は、授業料及び入学料の減免の可否を決定したときは、授業料・入学料減免決定(却下)通知書(様式4)により学院長を経由して申請者に通知するものとする。

(減免の取り消し)

第9条 授業料及び入学料の減免を受けている者は、免除の期間中に当該免除の理由が消滅した場合は、直ちにその旨を書面により申し出なければならない。

2 組合長は、前項の申し出があったとき、又は減免の必要がなくなると認められるときは、授業料・入学料減免取消通知書(様式5)により申請者に通知するものとする。

(授業料の徴収猶予)

第10条 条例第3条第2項の規定による授業料の徴収猶予は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。この場合において、授業料の徴収は、1年の範囲内において猶予することができるものとする。

(1)地震、水害、台風、冷害等の災害又は火災等に遭い、授業料の納付が困難となった場合

(2)学院に入学手続きを行っている者又は学生が修学支援法の規定により、給付型奨学金の申し込みを行っている場合、又は認定を受けている場合。

(3)学院に入学手続きを行っている者又は学生が修学支援法の規定により、学院に授業料等減免のみの申し込みを行っている場合、又は認定を受けている場合。

(4)その他組合長が特に認めた場合

(徴収猶予の申請)

第11条 前条の規定による授業料の徴収の猶予を受けようとする者は、授業料徴収猶予申請書(様式6)を組合長に提出しなければならない。

(徴収猶予の決定通知)

第12条 組合長は、授業料の徴収の猶予を決定したときは、授業料徴収猶予通知書(様式7)により学院長を経由して申請者に通知するものとする。

(徴収猶予の取り消し等)

第13条 授業料の徴収の猶予を受けている者は、その期間内に猶予を受ける必要がなくなった場合は、直ちにその旨を書面により申し出なければならない。

2 組合長は、前項の申し出があったとき、又は猶予の必要がなくなると認められると

きは、授業料徴収猶予取消通知書（様式8）により申請者に通知するものとする。

（委任規定）

第14条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 昭和58年度における第2学年及び第3学年の生徒並びに昭和59年度における第3学年の生徒の授業料で、前期及び後期の納付額は、帯広高等看護学院授業料等徴収条例施行規則第2条の規定にかかわらず、各6,000円とする。

附 則（昭和61年4月1日規則第1号）

（施行期日）

1 この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の帯広高等看護学院授業料等徴収条例施行規則第2条に規定する授業料の額は昭和61年度以後に入学する生徒に対して適用し、昭和60年度以前に入学し昭和61年度以後引き続き在学する生徒については、なお従前の例による。

附 則（昭和63年3月3日規則第1号）

（施行期日）

1 この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の帯広高等看護学院授業料等徴収条例施行規則第2条に規定する授業料の額は昭和63年度以後に入学する生徒に対して適用し、昭和62年度以前に入学し昭和63年度以後引き続き在学する生徒については、なお従前の例による。

附 則（平成7年4月1日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年3月6日規則第1号）

（施行期日）

1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の帯広高等看護学院授業料等徴収条例施行規則第2条に規定する授業料の額は平成8年度以後に入学する学生に対して適用し、平成7年度以前に入学し平成8年度以後引き続き在学する学生については、なお従前の例による。

附 則（平成14年1月23日規則第1号）

（施行期日）

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の帯広高等看護学院授業料等徴収条例施行規則第2条第1項に規定する授業料の額は、平成14年度以後に入学する学生に対して適用し、平成13年度以前に入学し平成14年度以後引き続き在学する学生については、なお従前の例による。

附 則（平成14年4月1日規則第3号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成17年12月1日規則第1号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第2条に規定する授業料の納付額は、平成18年度以後に入学する学生について適用し、平成17年度以前に入学し平成18年度以後引き続き在学する学生については、なお従前の例による。

附 則 (平成19年3月15日規則第5号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月12日規則第3号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年11月28日規則第4号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の帯広高等看護学院授業料等徴収条例施行規則第2条第1項に規定する授業料の額は、平成21年度以後に入学する学生に対して適用し、平成20年度以前に入学し平成21年度以後引き続き在学する学生については、なお従前の例による。

附 則 (平成26年11月27日規則第1号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の帯広高等看護学院授業料等徴収条例施行規則第2条第1項に規定する授業料の額は、平成27年度以後に入学する学生に対して適用し、平成26年度以前に入学し平成27年度以後引き続き在学する学生については、なお従前の例による。

附 則 (平成30年3月30日規則第10号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の帯広高等看護学院授業料等徴収条例施行規則第2条第1項に規定する授業料の額は、平成31年度以後に入学する学生に対して適用し、平成30年度以前に入学し平成31年度以後引き続き在学する学生については、なお従前の例による。

附 則 (令和2年3月10日規則第1号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の帯広高等看護学院授業料等徴収条例施行規則第2条及び第3条、第5条から第13条の規定は、令和2年度以後に入学する学生の入学料及び令和2年度以後に在学する学生の授業料について適用する。

附 則 (令和3年2月26日規則第3号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項の表の改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の帯広高等看護学院授業料等徴収条例施行規則第2条第1項に規定する授業料

の額は、令和4年度以後に入学する学生に対して適用し、令和3年度以前に入学し令和4年度以後引き続き在学する学生については、なお従前の例による。

- 3 改正後の帯広高等看護学院授業料等徴収条例施行規則第3条の規定は、令和4年度の入学に係る入学検定料から適用する。

附 則（令和3年3月30日規則第3号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日規則第1号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年6月14日規則第2号）

この規則は、令和6年6月17日から施行する。

附 則（令和7年2月26日規則第1号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項の表の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の帯広高等看護学院授業料等徴収条例施行規則第2条第1項に規定する授業料の額は、令和8年度以後に入学する学生に対して適用し、令和7年度以前に入学し令和8年度以後引き続き在学する学生については、なお従前の例による。

様式1 (第2条関係)
(表面)

納入済通知書兼領収書 (納付書)		納入者	住所	
			氏名	
右記のとおり納入してください。 年 月 日 十勝圏複合事務組合長 印			年度	一般会計
			款)	項)
納入場所			目)	節)
			金額	
右記の金額領収しました。 (納入者控)		領収印	納付期限	年 月 日
			担当課	納入番号
			十勝圏複合事務組合	

(裏面)

納入済通知書		納入者	住所	
			氏名	
右記のとおり領収したので 通知します。 十勝圏複合事務組合 会計管理者 様			年度	一般会計
			款)	項)
領収印			目)	節)
			金額	
		領収印	納付期限	年 月 日
			担当課	納入番号
			十勝圏複合事務組合	

(収納代理→指定→会計管理者)

様式1の2 (第2条関係)

納入通知書兼領収書



口座番号	加入者	
	十勝圏複合事務組合会計管理者	
〒		
様		
年度	調定番号	
担当課		
金額	円	
摘要		
会計 款 項 目 節 細節		
納期限		
上記の通り納入してください 年月日 十勝圏複合事務組合長		
	領収日付印	
上記の金額を領収しました。		

(納入者保管)

※納付場所等については、裏面をご覧ください。

納付書



口座番号	加入者	
	十勝圏複合事務組合会計管理者	
〒		
様		
年度	調定番号	
担当課		
金額	円	
摘要		
会計 款 項 目 節 細節		
上記の通り納付します。		
	領収日付印	

(金融機関保管)

納入済通知書



口座番号	加入者	
	十勝圏複合事務組合会計管理者	
〒		
様		
年度	調定番号	
担当課		
金額	円	
摘要		
会計 款 項 目 節 細節		
発行日		
納期限		
年月日		
上記のとおり収納したので 通知します。 十勝圏複合事務組合会計管理者 様		領収日付印
指定金融機関 帯広信用金庫 取りまとめ店 帯広信用金庫 本店		

(十勝圏複合事務組合保管)
(収納代理→指定金→会計管理者)

様式2（第2条関係）

授業料納付督促書

第 期生 氏名

上記学生の 年度（前期・後期）帯広高等看護学院授業料 円が
未納となっていますので、帯広高等看護学院授業料等徴収条例施行規則第2条第5項の
規定により督促します。 年 月 日までに納入してください。

年 月 日

学生氏名 様

第一保証人 様

第二保証人 様

十勝圏複合事務組合
組合長 印

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、十勝圏複合事務組合長に対して審査請求をすることができます。
- 2 処分の取消しの訴えについては、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、十勝圏複合事務組合を被告として（訴訟において十勝圏複合事務組合を代表する者は十勝圏複合事務組合教育委員会となります。）、提起することができます。
なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。
(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式3 (第7条関係)

授業料・入学料減免申請書

年 月 日

十勝圏複合事務組合長 様

本人 第 学年 (期)

氏 名 _____

第一保証人

氏 名 _____

第二保証人

氏 名 _____

下記のとおり授業料、入学料の減免を申請します。

記

申請	項目	内 容
	授業料	年 月分～ 年 月分 合計 円
	入学料	円

※ 「申請」欄の該当項目に○を付けてください。

減免申請理由 (具体的、詳細に記載して下さい。)

様式4（第8条関係）

授業料・入学料減免決定（却下）通知書

年 月 日

様

十勝圏複合事務組合
組合長 印

年 月 日付で申請のあった授業料又は入学料の減免について、
下記のとおり決定（却下）したので通知します。

記

	項目	内容
申請内容		
結果		決定 却下
理由		

※

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、十勝圏複合事務組合長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日（前記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、十勝圏複合事務組合（訴訟において十勝圏複合事務組合を代表する者は十勝圏複合事務組合教育委員会となります。）を被告として、決定の取消しの訴えを提起することができます。

なお、決定又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。

備考

※印の教示は、授業料又は入学料の減免決定の場合は、削除するものとする。

様式5（第9条関係）

授業料・入学料減免取消通知書

年 月 日

様

十勝圏複合事務組合
組合長 印

帯広高等看護学院授業料等徴収条例施行規則第8条の規定により、下記のとおり減免していましたが、その理由が消滅したので、年 月 日から授業料・入学料の減免を取り消します。

記

申請	項目	内容
	授業料	年 月分～ 年 月分 合計 円
	入学料	円

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、十勝圏複合事務組合長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日（前記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、十勝圏複合事務組合（訴訟において十勝圏複合事務組合を代表する者は十勝圏複合事務組合教育委員会となります。）を被告として、決定の取消しの訴えを提起することができます。

なお、決定又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。

様式6 (第11条関係)

授業料徴収猶予申請書

年 月 日

十勝圏複合事務組合長 様

本人 第 学年 (期)

氏 名 _____

第一保証人

氏 名 _____

第二保証人

氏 名 _____

下記のとおり授業料の徴収猶予を申請します。

記

項 目	内 容	猶予期間
授業料	年 月分～ 年 月分 合計 円	年 月 日まで

徴収猶予申請理由 (具体的、詳細に記載して下さい。)

様式7（第12条関係）

授業料徴収猶予通知書

年 月 日

様

十勝圏複合事務組合
組合長 印

年 月 日付で申請のあった授業料の徴収猶予について、
下記のとおり承認したので、通知します。
なお、猶予の理由が消滅した場合にはすみやかに申し出て下さい。

記

項 目	内 容	猶予期間
授業料	年 月分～ 年 月分 合計 円	年 月 日まで

様式8（第13条関係）

授業料徴収猶予取消通知書

年 月 日

様

十勝圏複合事務組合
組合長 印

帯広高等看護学院授業料等徴収条例施行規則第12条の規定により、下記のとおり徴収を猶予していましたが、その理由が消滅したので、年 月 日から授業料の徴収の猶予を取り消します。

記

項 目	内 容
授業料	年 月分～ 年 月分 合計 円

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、十勝圏複合事務組合長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日（前記の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、十勝圏複合事務組合（訴訟において十勝圏複合事務組合を代表する者は十勝圏複合事務組合教育委員会となります。）を被告として、決定の取消しの訴えを提起することができます。

なお、決定又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると決定の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。